

## 第 579 回 統計審議会議事録

- 1 日 時 平成 12 年 12 月 8 日 (金) 14:00～17:10
- 2 場 所 共用第 3 特別会議室 (中央合同庁舎第 4 号館 4 階)
- 3 出席者 計 17 名  
(委 員)  
溝口会長、松田委員、井原委員、美添委員、廣松委員、篠塚委員、舟岡委員、大林委員、金子委員、田家委員、種岡委員、早川委員、村山委員、飯島委員、須田委員  
(委員代理)  
労働省荒井課長 (松崎委員代理)  
(総務庁)  
平山統計基準部長
- 4 配布資料
  - (1) 庶務事項
    - 統計審議会委員の発令について
  - (2) 部会の開催状況
    - 部会の開催状況一覧
    - 景気予測調査に関する検討結果報告書
  - (3) 答申事項
    - 諮問第 265 号の答申「平成 13 年に実施される事業所・企業統計調査の計画について」(案)
    - 諮問第 267 号の答申「通商産業省企業活動基本調査の改正について」(案)
    - 諮問第 264 号の答申「平成 13 年に実施される社会生活基本調査の計画について」(案)
    - 諮問第 266 号の答申「平成 13 年に実施される国民生活基礎調査の計画について」(案)
  - (4) その他
    - 消費者物価指数をめぐる諸課題と消費者物価指数の平成 12 年(2000 年)基準改定計画について
    - 平成 12 年 10 月指定統計・承認統計・届出統計月報(第 48 巻・第 10 号)
    - 指定統計の公表実績及び予定
    - 第 577 回統計審議会議事録
- 5 議題及び議事
  - (1) 庶務事項
    - 1) 統計審議会専門委員の発令について  
溝口会長から、統計審議会委員の発令について、資料 1 のとおり発令された旨報告があった。
  - (2) 部会の開催状況
    - 1) 平成 12 年 11 月 13 日、17 日及び 24 日に開催された第 59 回、第 60 回及び第 61 回企業統計部会(議題:「平成 13 年に実施される事業所・企業統計調査の計画について」及び「通商産業省企業活動基本調査の改正について」)の開催結果については、答申案の審議の際に審議経過と併せて報告された。

- 2) 平成12年11月13日、17日及び30日に開催された第81回、第82回及び第83回国民生活・社会統計部会（議題：「平成13年に実施される社会生活基本調査の計画について」及び「平成13年に実施される国民生活基礎調査の計画について」）の開催結果については、答申案の審議の際に審議経過と併せて報告された。
- 3) 平成12年11月22日及び30日に開催された第129回及び第130回調査技術開発部会（議題：「景気予測調査に関する検討について」及び「その他」）の開催結果について、美添部会長から報告が行われた。

〔質 疑〕

飯島委員）部会において大変苦勞され、よく問題を把握し、その調査結果についても明晰に説明いただいた。この問題については経済団体連合会としても大変関心がある。単に景気予測調査の負担が軽減されればよいのではなく、調査目的に対応した最も合理的、効率的な調査方法、項目の捉え方、指摘のあった時期の問題等を含め、総合的に検討いただいた。私は説明の通りであると思う。

したがって、特に経済企画庁と大蔵省の間のデータ共有化や補完の問題等を踏まえた対応が図られてくると、指摘のように、回答する方も調査項目が若干多くても一回の回答で済み負担が軽減される。企業側にとってもデータを得ることによる政策面、戦略面への利用価値も高まり、相互のメリットが多い。

指摘の課題を踏まえ、どのように実現していくかについて、今後協力していきたい。

村山委員）今回の報告書は、短期間のうちに、よくこれだけの調査を行ったと大変高く評価している。

飯島委員のご発言のとおり、これでデータが揃い、方向も見えた。問題はどのような形で今後のアクションプランにつなげていくかである。この点について統計審議会あるいは総務庁ではどう考えているのか、具体的な案があれば教えていただきたい。

また、このような問題の検討に当たっては、飯島委員のご発言のとおり、報告者の意見を聞くことはもちろん重要であるが、統計利用者のニーズを確認していくことが重要である。そのためには各々の統計の作成方法あるいは標本設計等についての情報開示を一段と進めていく必要があるのではないかと考えている。

美添委員）今後の進め方は私より、審議会会長から発言いただくことが望ましいと思う。

それから情報開示については確かに指摘のとおりであり、その点は利用上の注意点として説明し、報告書第3章2(4)イ(58ページ)「利用上の注意点」に情報を十分に提供すべきとしている。第2章でも関連して記載しているが、そこは強調していただいて結構と思う。残りの回答は会長にお願いする。

溝口会長）統計審議会は本日の審議を終えて大幅な改組となる。権限対応も当然違って来るし、少なくとも指定統計以外の分野で、調整機能が大きく変化する可能性がある。そこで、改組に向けて、諮問という段階までは行わずとも、審議会としての責務として今後の改革へ向けた原資料を作り上げようと考え、かなり無理な日程であるもののこの報告書をまとめた。

審議会として今後これに対してどうアクションをとるかは新しい組織ができてからの検討事項と思う。総務庁及び実施機関に対してこの報告書を十分利用していただきたい。この点は、後ほど本日の会長見解としてまとめたい。

それではこの報告書の取扱いについて諮る。今回の報告書は、繰り返しになるが、諮問・答申ではなく提言の記述はない。しかし、非常に貴重な内容であるので本審議会の本会議において、了承したと解していただきたいが、その点異議ないか。

では、そのようにさせていただく。

このような条件のもとで要望するが、景気予測調査の実施機関及び総務庁統計基準部においては、本報告書を十分活用し、今後の景気予測調査の改善にあたるよう、審議会会長としてお願いしたい。

話は前後したが、調査技術開発部会及び景気予測調査に関するワーキンググループの構成員には短期的、精力的に検討、取りまとめを行っていただき、会長からも深い感謝の意を表したい。

今回の景気予測調査の精度向上、負担軽減という課題は統計行政の中で難しい問題のひとつであるが、調査技術開発の面から取り組み、課題解決の可能性について検討した結果を報告書にまとめた成果は非常に大だろうと思う。改めて感謝の意を表したい。

### (3) 答申事項

#### 1) 諮問第 265 号の答申「平成 13 年に実施される事業所・企業統計調査の計画について」(案)

総務庁統計局統計基準部の北田統計審査官が資料 3 の答申案の朗読を行った。続いて松田企業統計部会長が審議経過及び答申案の説明を行った。

松田委員) 答申案は、大きく 1. 今回の改正計画についての評価、2. 調査対象の把握等、3. 今後の課題の三つの事項から構成されている。

今回の改正計画のうち、調査事項については、調査票の甲票裏面に会社関係の項目があり、「登記上の会社成立の年月」、「親会社の名称及び所在地」、「関係会社(出資元)の有無」及び「平成 8 年 10 月 2 日以降の会社形態の変更状況」を調査する計画である。

これらの大部分が新規調査項目であるが、これは近年顕著になってきた企業間関係の変化の実態を明らかにするとともに、企業に関わる母集団情報の一層の整備に資するものであることから、統計調査部は適切な対応を図っており、極めて前進した計画と考えている。

また、「電子商取引の実施状況の実態等」を調査する計画については、今日的意義が非常に大きい。通商産業省企業活動基本調査と調査項目が若干類似するものがあるが、全産業を網羅する本調査で調査することは適当と考える。

部会では、これを会社の欄ではなく、事業所の欄で行い、いわゆる中小規模の個人経営の事業体も調査できるようにした方が良いのではないのかという意見もあった。その点については、現在の状況で、そこまで調査するのは難しいであろうとして、企業ベースで調査をすることにしている。関連する諸調査については総務庁統計調査部で個人企業関係の調査の改定に際して、個人経営の事業体等の状況について検討することにしている。

しかし、今後も情報化の急速な進展が見込まれることから、次回調査項目については、慎重に見直す必要があると答申案に含めている。

(2)調査票については調査票様式を大型化する計画であるが、報告者が記入する際の利便性が向上することから適当であるとしている。配付物が大きくなるので若干不便をかけるが、記入しやすいということを了解したと考えていただきたい。

(3)産業分類格付事務については、調査票に過去の調査結果を印刷し、それを参照して、今回調査の格付を行う計画である。これについては、地方公共団体における調査関係事務の効率化及び負担軽減に資するものであって、適当と考えている。

集計事項及び結果の加工については、今回、会社票の親会社・子会社・関連会社の有無のところで、「親会社の有無」と「親会社の名称及び所在地」を記載することになっており、50%以上出資している親会社について記載していただく。

したがって、その親会社を名寄せすると、企業グループの構造が分かり、名寄せ集計が可能になる。これは参考資料の7及び8で新しい集計表のフォーマットが出ている。

参考資料8の14ページ以降で親会社の分類に伴ってどのような業種の子会社があるか、地域分類がどうなっているか等の分類がされる。これは企業編の集計表を拡充する計画であり、企業グループ化等、企業間関係の変化の実態が初めて全国ベースで明らかになり、適当と考えている。

結果の公表時期については、審査システムの改善等で速報を平成8年調査時より1ヵ月早めることを計画しており、適切であるとする。

ただ、名簿情報については、各種統計調査の調査対象の選定のために使用されるものであり、企業内の名寄せ名簿と親子関係による企業間の名寄せ名簿の双方について、できる限り早期に提供していただきたいと要望している。これは事業所・企業に関する諸統計調査の標本設計等においても活用して行くことが必要である。この「標本設計等」の「等」については後ほど説明する。

日本標準産業分類との関係については、この調査の確報の公表が行われる際には、現行の日本標準産業分類の改訂が終了していると思われるので、新しい産業分類による集計結果が公表できるよう、できるだけ努力をお願いしている。

「調査対象の把握等」については、平成8年事業所・企業統計調査までは事業内容等が不詳である事業所は廃業扱いに組み込まれていた。平成11年簡易調査の段階でそれが識別できるように調査の準備名簿等で欄を新設し、記入してもらっている。

平成13年については、試験調査地域に関する様々な検討の結果、事業内容等が不詳である事業所も、その存在が確認された限りにおいて、非常に重要な情報である事業所の総数に含めた数値を公表することが適当であるとしている。これは将来的に見ると非常に重要であり、平成8年と平成13年を直接比較することは難しいと思うが、平成11年簡易調査の結果と併せて慎重に検討いただきたい。

今後の課題は、二つ記しており、一つ目は企業関係統計の体系的整備に向けた中・長期的課題、二つ目は調査方法の情報化の進展への対応の問題である。

事業所・企業統計調査は、これをもとにした事業所・企業の名簿情報の整備である「ビジネスフレーム」と呼ばれているデータベース整備の最大の原資になることになっている。それについては関係省庁との共同作業でデータベースの整備が総務庁統計調査部を中心としてなされていることは周知であると思う。

そのデータベースの更新のために適切な形で事業所・企業の変動状況を盛り込まなければならない、更新情報に関して若干の言及をしている。それが（ア）の項目である。事業所・企業に関する諸統計調査結果及び利用可能な各種行政記録を、名簿の更新情報として活用する検討をしていただきたいと記している。その際に、例えば学校や医療施設等の非営利法人を含め、本調査の更新名簿とすることを検討していただくことにしている。

具体的には、今まで事業所の名寄せは営利法人の会社形態のみに限られていたが、文部省所管の学校基本調査、厚生省所管の医療施設調査等においても、事業所の情報が集約されていることから、非営利法人についてもそれらと連動した形で名寄せした結果をデータベース上で確立することが可能であるので、よく検討いただきたい。ただし、その際にはそれぞれの調査特有の事業所の概念規定があるので、その対応関係については十分検討いただく必要がある。

（イ）の親子関係による企業間の名寄せ集計は、実査上の困難性から、従来のいわゆる持株基準 50%以上を出資しているものを親会社とし、今度の会計制度変更による実質支配力基準については、一挙にそこまで名寄せ集計をしてグループ化の結果を実現することは困難と考えた。最初の第一次ステップとしてこのような親子関係による企業間の名寄せ集計を行い、今後、更にどうするかは検討課題にしている。

（ウ）の平成 16 年実施予定の簡易調査の在り方については、諮問 256 号の平成 11 年に実施される事業所・企業統計調査及び商業統計調査の同時実施の答申を平成 16 年にも踏襲すべきであるという結論が出ている。

また、その際は諮問 258 号の平成 11 年に実施されるサービス業基本調査の計画の答申を踏まえて、報告者負担及び地方公共団体の事務負担の軽減を図りながら、実際にサービス業基本調査と一元実施がどこまで可能であるか。含意はサービス業基本調査を全数調査として実施することが、どこまで可能かを含めて、平成 16 年の調査については今後幅広く検討していただきたい。

実質的には総務庁統計基準部で平成 16 年の調査に関する事前検討が以前から進められており、その点についても十分検討の視野に入っていると思う。

なお、平成 11 年簡易調査の結果で同時実施した時のメリット、デメリットが分かり、平成 13 年調査のために平成 12 年に試験調査を行い、試験調査票の中に収入、売上高、年間売上高等を含めた試験調査を行っているので、それらを踏まえて平成 16 年にどのような簡易調査が可能であるか十分検討いただきたい。

なお、売上高については平成 13 年調査のための試験調査で調査はしたが、実際に及ぼす影響等を考慮して平成 13 年調査では把握しない結論になっている。

それから 2 番目に調査方法の情報化への進展については、SOHO (Small Office Home Office) と呼ばれる、住宅と紛らわしいものの中にある事業所を、現行の調査員調査でどこまで対象把握が可能であるか、逆にインターネット等の電子的な手段で調査対象把握がどこまで可能であるかについて、検討いただく必要があると、今後の課題で集約された。

〔質 疑〕

種岡委員) 通商産業省として、この答申については大変結構と考えている。何回か言及があった、通商産業省の商業統計調査の簡易調査と今回審議している事業所・企業統計調査の簡易調査と一緒に調査することになっている。例えると子供同士が結婚しているような関係になっていることから、申し上げたい。

平成 11 年の同時実施では、メリット、デメリットが多くあった。実施する立場としては、お互い細かいところで家風の違いがあり、事業所・企業統計調査から勉強し、感心したところもあり、当方のやり方で行ってもらえればという点もあった。

いずれにしろそのような関係にあり、実はその家風というのは、簡易調査の家風ではなく、事業所・企業統計自体の家風がそれぞれの子供に引き継がれている形になっている。当方でも共同実施の実を挙げるよう努力をしまいる所存である。総務庁におかれても実際には細かい実務上の様々なことになるかと思うが、お互い協調し、実が挙がるようにしていただきたいと思っている。

溝口会長) 非常にポジティブな発言をいただいた。

村山委員) ご説明にもあったが、この事業所・企業統計調査と日本標準産業分類の関係について確認と要望を申し上げる。

事業所・企業統計調査は、日本銀行企業短期経済観測調査を始めとして、多くの統計に母集団情報を提供しており、非常に重要な統計調査であると思う。したがって、事業所・企業統計調査については、産業構造等を的確に反映していただく必要がある。

今、日本標準産業分類の改訂作業が行われており、現在の予定では、事業所・企業統計調査の速報は現行分類で公表されると理解している。現行分類は約 8 年も前に改訂された産業分類であり、現時点の産業構造に基づいているとは言えない。資料の 2 ページに確報の公表の際に、改訂後の産業分類で格付された名簿を提供できるよう努めることが必要であるとしている。

質問は、この確報時点において、新しい日本標準産業分類で公表いただけるか。その公表時期がいつかお聞きしたい。当方の企業短期経済観測調査では、2003 年度中に調査対象企業を見直す予定にしている。これに間に合わないと、結局、企業短期経済観測調査も約 8 年前の現行分類のまま見直すことになるので、これは大きな問題とされている。

加えて、日本標準産業分類の改訂については、かつては 4、5 年おきに実施されていたと理解しているが、80 年代以降は 8 年ないし 10 年おきにしか改訂されておらず、その結果、今回のような問題が発生していると考ええる。

したがって、少なくとも次々回以降の事業所・企業統計調査の本調査については、改訂直後の日本標準産業分類が反映できるようなスケジュール及びルールをぜひ定めていただきたい。

松田委員) この問題は特に日本銀行の専門委員からも発言があり、部会でも非常に慎重に議論している。

日本標準産業分類は現在見直し作業が行われており、そのスケジュール等は分類部会長である井原委員から説明いただくのが適当と思う。

井原委員) 私から簡単に説明させていただきたい。今回の日本標準産業分類の改訂は、第 11 回

目である。前回、第10回時の答申では、いくつかのかなり重要な指摘があった。それから前回と今回の間の産業を取り巻く環境が大きく変わっており、今回はかなり大きな改訂になることが予想されている。

例えば、大分類の構成も見直さざるを得ないであろう。そうするとその内部をどうするかはかなり慎重な検討が必要になってくる。改訂の目的は統計の利用可能性を高めることであるが、時には同時に過去との比較可能性、国際間の比較可能性も配慮して分類項目を設定せざるを得ない。その概念性、概念の定義を明確にしていかなければならないという要請もあり、かなり大変な見直し作業を進めている。おおむね月2回位のペースで産業分類検討会を開催してきている。

今後のスケジュールは、平成11年6月10日に総務庁の改訂基本方針が出されており、その中で平成13年度末までを目標に、答申を行うスケジュールになっている。今、総務庁統計基準部では舟岡委員を座長とする分類検討会を設け、検討している。そこでは学識者、行政機関等から様々な意見を聴取し、諮問案の作成作業を行い、本年度内に統計審議会に諮問を行う予定になっている。

つまり平成13年度末頃まで、ほぼ1年間をかけて審議を行っていくスケジュールである。そのような意味で大変大きな改訂にならざるを得ず、実際に統計審議会が諮問を受けるとなると、いつ決着がつくのかは審議次第である。おそらく大丈夫だろうという感じはもっているので、順調に進めば本日の答申にあるように、事業所・企業統計調査の確報公表前の時期に新たな日本標準産業分類を施行することができるのではないかと考えている。

村山委員) 確報はいつ公表する予定か。

松田委員) 質問の趣旨は、日本銀行の企業短期経済観測調査に間に合うかどうかであると思う。

確報に関しても、日本銀行の要望の線に沿った公表が可能であると考えている。

名簿の提供に関しても、日本標準産業分類の改訂がいつになるか確定していないので、明確な年月日は明記していないが、できるだけ早期に提供できるように努力いただくことにしている。

大林委員) この参考3の「結果の公表」に、事業所に関する集計の確報結果公表が平成14年12月末と記載されている。

もちろんその時点で新日本標準産業分類となっている場合には、できるだけ要望に応えるように努力してまいりたい。

村山委員) 努力いただけるのは分かったが、今のところは確定していないということか。

大林委員) 部会でも十分審議されており、総務庁統計調査部としても、その時期を前提として検討していくということである。

村山委員) もう一点、本来は日本標準産業分類ができて、それから事業所・企業統計調査を行えば余計な手間がかからないと思うが、その点についてはいかがか。

溝口会長) これと類似した問題として、前回の国勢調査の時点で分類と統計調査との関連を今後考えていこうという議論が出ている。これは全く同種の問題であり、私は新統計審議会において検討すべき課題のひとつであろうと思っている。その点で会長発言があったということでまとめさせていただきたいと思うが、よろしいか。

それでは以上のような意見があったが、今回の答申に対して反対であるという意見

はなかった。本案をもって本審議会の答申として採択としたいが、よろしいか。

異論がないので採択し、総務庁長官に対して答申することにする。今回の答申について、総務庁の大林委員から挨拶がある。

大林委員) 平成 13 年事業所・企業統計調査の実施計画については、2 ヶ月にわたり審議を賜り、本日答申をいただくことになった。厚く御礼申し上げます。

総務庁としては、本日の答申内容を踏まえ、調査の所期の成果が得られるよう、調査実施の事務に万全を期して進めてまいりたい。

## 2) 諮問第 267 号の答申「通商産業省企業活動基本調査の改正について」(案)

総務庁統計局統計基準部の北田統計審査官が資料 4 の答申案の朗読を行った。続いて松田企業統計部会長が審議経過及び答申案の説明を行った。

松田委員) 答申案は大きく二つの事項「今回の改正計画」及び「今後の課題」で構成されている。このうち、今回の改正計画に関しては、(1) 調査対象、(2) 調査事項及び調査票様式、(3) 集計表の 3 項目で構成されている。

今回の改正計画のポイントである調査対象については、平成 13 年調査から、サービス業等の通商産業省所管業種を中心とした業種に属する事業所を有する企業を新たに調査対象とする原案で了承している。

また、従業者 50 人以上かつ資本金額または出資金額 3,000 万円以上の対象範囲については、サービス業の特質から考えて、フレキシブルな対応が必要ではないかとの意見を本審議会で頂き、部会で慎重に審議した。その結果、本調査は、形式的にどこかで線を引かざるを得なく、平成 13 年調査については、従来どおり、従業者 50 人以上かつ資本金額又は出資金額 3,000 万円以上の対象範囲にすることにした。

調査事項及び調査票様式のうち、調査事項に関しては、毎年調査する事項について、調査対象の拡充に合わせて「事業所数」と「常時従業者数」に当該対象に関する内訳を新たに追加した。一方では「男女別従業者数」等の削除を行うほか、「特許権等の所有、使用状況」等については簡素化を行っている。いずれも見直しとしては適当との結論に達している。

また、3 年ごとに調査する事項については、「情報化の状況」、「業務提携の状況」等を調査するのは前回と同様であるが、「環境問題への取組状況」は削除することになっている。前回の本審議会で報告したとおり、この事項の削除については、承認統計ではあるが、通商産業省の他の調査で調査結果を利用することが可能であり、その調査に関してはもう少し回収率を上げることとし、環境問題への取組も非常に重要ではあるが、重複調査をする必要はないとの結論に達している。

本審議会で意見のあった外国人従業者の把握については、部会において非常に慎重に審議した。この把握は、労働省の行政記録である外国人雇用状況報告で対応可能であり、その公表に伴って若干の業務統計が作成されている。この業務統計を拡充することにより、通商産業省企業活動基本調査に盛り込まずとも、ほぼ全業種にわたる外国人の雇用状況が分かることになるので、労働省にはその拡充をお願いしている。

なお、労働省の外国人雇用状況報告は、詳細集計を行うと非常に有効な業務統計となるが、基本的には事業所ベースの報告で、所管する公共職業安定所経由で労働省本省に

あがってくる。

事業所・企業統計調査の名寄せ集計結果の名簿情報を活用すると、労働省本省でさしたる労をなくして、つまり、自分で名寄せの作業をすることなくして、名寄せ集計結果で企業単位の集計が可能となるものである。そのような形での集計の充実が実現するならば、飯島委員からの希望にも十分こたえられると考える。これは行政的にも必要なデータであるので、労働省は慎重に検討を頂きたい。

集計表については、調査対象の拡充と調査事項の見直しに応じた表章様式の変更を行う計画であり、おおむね適当としている。

ただし、調査結果の利用拡大と結果利用上の利便性の向上に資する観点から、親会社・子会社関係に係る集計・分析は今後とも充実する必要があるとしている。これについては通商産業省で今まで様々な試算を行っているので、その結果を十分活用し、積極的に集計表様式を拡充していただきたい。

また、日本標準産業分類の改訂に応じて、既存の集計表の組替え集計もお願いしている。これについては、パネルデータとしてのデータベースを整備することにより、既存の分類の組替えもかなり容易になると考えるので、その点も積極的に検討を頂くことにしている。

加えて、税効果会計の導入等会計基準変更に伴い、企業会計に大幅に影響があることが大蔵省調査により分かっている。この調査結果を活用し、通商産業省企業活動基本調査の営業利益等がどのような影響を受けるかについて、目的外使用に準ずる申請を行い、その影響の分析・評価をする必要があるとしている。

今後の課題に関しては、(1)調査方法の情報化の進展への対応、(2)法人企業統計調査の目的外使用による財務内容に関する調査事項の使用、(3)企業関係統計の体系的整備に向けた中・長期的課題の3点を指摘している。

企業活動基本調査票を御覧頂くと、「8 研究開発」のうち「研究開発関連有形固定資産当期取得額」では、「資本金 10 億円以上の企業で、総務庁の『平成 13 年科学技術研究調査票』を提出されている企業については、この調査事項について記入の必要はありません。」との注意書きがあり、目的外使用により移替えを行うことになっている。

今回、法人企業統計調査との関係について、大蔵省と折衝した結果、企業活動基本調査票における「有形固定資産の増減」内訳を除いた「資産・負債及び資本並びに投資」のかなりの部分が法人企業統計調査の年次別調査の年次決算数値と重複することになるため、これについては、今後の課題として、それを目的外使用し、科学技術研究調査と同様の取扱いにより、調査の重複を避ける見通しがついた。今後、通商産業省と大蔵省の間で慎重に検討の上、調査客体に十分理解を得て、その上で所要の準備期間を置き、目的外使用の円滑な活用による調査事項の簡素化をお願いしたい。

そうすると、企業活動基本調査として調査項目がこれだけ大きい調査であることから、様々な調査したい部分も我慢しているところがあると考えるので、経済団体連合会とよく折衝の上、新規に調査項目を立てることを検討していただきたい。

最後に、企業関係統計の体系的整備に向けた中・長期的課題については、統計行政の新中・長期構想の提言を踏まえ、平成 10 年調査の審議の際、各省庁にその整備状況を照会した経緯があるが、今回も平成 13 年調査の審議に際して、その進捗状況のフォロー

一を行った。その結果、一部の省庁において、所管産業の実態を踏まえた経営の国際化、多角化等の進展に応じた既存統計調査の調査項目の見直しが行われていることが分かったので、今後はこれの体系的整備を行っていただきたい。その際は単一の調査とすることではなく、業務統計の活用や企業関係統計間のデータの相互利用を行いつつ前向きに検討を頂ければと考えている。

あるいは、業務統計のより一層の活用となると、例えば、12省庁が共同で作成する産業連関表という加工統計の面での実現の例があり、それに準じて通商産業省の名前の取れた「企業活動基本調査」の省庁連合による実施が、将来検討課題としては非常に望ましいと考えるので、なるべくそのゴールに近づけていただきたい。

ただし、様々な難しい問題を抱えているので、今後の課題では、提言された事項の具体化の推進が必要であるとの文言のみで締めており、期限、形態等は触れていないが、積極的に検討を頂きたいというのが、ここでの趣旨である。

[質 疑]

飯島委員) 松田部会長の説明で、外国人雇用状況報告の問題についてはよく理解できた。要するに、何らかの形で外国人労働力あるいは雇用者数が分かることが、これからの日本経済、労働問題、民間企業における処遇問題、就業者の労働条件等に非常に重要であり、説明いただいた形で把握できれば大変有り難い。

また、今後の課題については、特に情報化の進展が加速度的に浸透してくると考えるので、答申案のとおり、是非進めていただきたいと考える。

財務内容に関する事項については、調査票を見たところ、説明のとおり、財務関係は決算報告書等が相当出ているので、それらを上手く活用すると、情報の共有化がかなりできるのではないかと考える。特に、資本、資産、負債、投資関係の点は、それを移替えするだけで、簡単な作業と考える。できるだけ負担軽減の方向で配慮を頂きたい。

経済団体連合会も様々な企業関係統計調査を実施しているが、この答申案の提言は誠にもっともで、前回答申と同様に今回答申も今後のあるべき方向を示唆していると考えてるので、実現に向けていかにすべきかが正に問われている。つまり、問題の所在は分かったので、今後は、このような問題解決に向けて、省庁を融合した上でのデータの共有化を一層図っていただきたい。

特に、経済企画庁と大蔵省と通商産業省の3省庁が手をつなげば、相当、データベースの共有化が図られ、あるいは補完関係が図られるのではないかと考えるので、是非進めていただきたい。

松崎委員代理) 外国人雇用状況報告の活用の問題について、同報告の役割を説明すると、公共職業安定所が、管内の事業所が外国人を雇用する場合に、職業紹介やどのような外国人がいるか分からない、あるいは、どのような通訳を用意すべきか分からない等に対して、管内の外国人を雇っている状況を把握するものであり、行政に必要な情報として集めている。

この報告の難点は、外国人に関する様々な問題を踏まえ、強制的な情報収集を行うことができない点にある。例えば、調査票を送る時にも、事業主に対し、「これは入国管理の摘発に使うものではない」等、公共職業安定所所長と地域の事業主との人間関係の下で行う位置付けで頂いている情報である。そういう意味で必要最小限ではあ

るが、確かに有用な情報もあり、全国ベースで集計し、約 25 ページにわたる資料に表している。

そのような意味で、行政にとって必要な情報を集めているということではあるが、本審議会の配付資料にあるように、仮に詳細な集計で何か他に必要な事項があれば、必要性に応じて検討したい。

このほか、この問題に関しては、当方も国際化に伴って労働行政や労働問題がどう関わってくるかについては、様々な議論をしており、やはり統計として押さえていかなければならないだろうという問題意識はある。国際化に伴う企業の役割、仕事の仕方の大きな流れの位置付けの議論としても、この問題が出てくるという観点からも検討したいと思っている。ちなみに平成 10 年にも独自の外国人の雇用に関する調査を行っている。

また、名寄せ名簿を使用し事業所の抽出を行う統計調査はできないかという議論で特に話題になっているのが賃金構造基本統計調査で、当方もどのような形で行うことができるか議論した。

最大の問題点は、賃金構造基本統計調査の役割は、都道府県の中でどのような賃金構造になっているかであることである。最近の都道府県からの要望においても、都道府県レベルでの標本数を増加し正確性を求めてほしいという議論があるくらいに都道府県ではかなり評価されている。

二つ目の問題点は、最低賃金の資料として地域の審議会等で議論されていることである。その場合、企業ベースで名寄せすると、地域に落としたり、業種別にバランスをとって落とすことが非常に難しくなる。加えて、調査の整合性の問題、過去の調査との継続性の問題等もあり、これについては、どのようなことができるかと松田委員から照会があったが、非常に難しいと報告した。

ただし、確かに企業別で押さえることの意味はあると考えられるので、当方としてもこの調査については非常に難しいかも知れないが、他の調査で何ができるかは検討させてもらいたい。

松田委員) この問題に関しては、労働省の若干誤解があるようであるが、後ほど説明することとする。

今回、二つの企業関係の諮問・答申をほぼ同時進行で行い、都道府県及び省庁の専門委員には非常に負担をかけたが、その結果として事業所・企業の関係の構造がはっきり見えてきた。それを行きつ戻りつしながら議論ができたという点では、二つの諮問・答申を同時に行ったことが非常にメリットになっていると考える。

部会長としての個人的なコメントを申し上げるが、1982 年、1983 年の情報処理部会で完全照合のデータ・リンケージに関する提言を共通識別コードという形で行い、今回の行政記録の利活用に関する統計行政の新中・長期構想の実現の検討でも、そこから進んだ行政記録の活用について様々な提案があった。

その動きを見てみると、先ほどデータベースをどのように拡充していくかが事業所・企業統計調査の今後の方向の非常に重要なポイントであると説明したが、省庁間の連携がうまくいって、データの共有化が進むと非常に統計調査自体が多角的に活用ができる。

かつて、溝口会長が通商産業省企業活動基本調査の議論で企業グループの統計の重要性を指摘し、なかなか実現できなかったのが、今度の事業所・企業統計調査をフレームとして活用することによって、ほぼ実現できる見通しまでこぎつけたと理解している。これは、今までの本審議会における企業関係の議論の中で画期的な進歩ではないかと考える。

アメリカでは1970年代にラグルス夫妻がセンサス局と共同で行ったロンジチューディナル・ファイル、その後、それを継続して、先般、亡くなったハーバード大学のグリリックス教授がR&Dとパネルデータとを結び付けた解析を行った。これは日本に産業技術で遅れをとり始めているとアメリカが気が付き、巻き返しを図るための有力な統計調査のバックグラウンドになったと理解しているので、このような今回の二つの諮問・答申の線に沿って企業関係統計が整備されてくると、統計調査の側での日本の遅れが少し取り戻せるのではないのか。

また、他国籍企業の問題に係る親子関係の充実については、カナダ統計局が、アメリカに振り回されたくないということで、1970年代から企業間名寄せ集計を行っていた。将来日本もそれに見合うものを行えるところまで来たと考えるので、これが是非、多角的に活用されるよう、省庁横断的な形で答申案をまとめたので、この趣旨を理解いただき、活用していただきたい。

溝口会長) 様々な意見が出たが、答申案そのものに対する反対はないので、本審議会として当案をもって答申として採択することにしたいがよろしいか。

異論がなければ、そのようにさせていただく。本案を本審議会の答申として採択し、総務庁長官に答申することにする。

今回の答申について、通商産業省の種岡委員から挨拶がある。

種岡委員) 通商産業省企業活動基本調査について、答申をまとめていただき感謝する。先ほどの説明にもあったが、今回の調査をもって通商産業省所管のサービス業等を新たに追加をするとともに、様々な調査項目について種々改善を加えた。

当方としては、部会及び本審議会の審議結果も十分踏まえ、この統計が所期の目的を達するよう実施する所存である。

### 3) 諮問第264号の答申「平成13年に実施される社会生活基本調査の計画について」(案)

総務庁統計局統計基準部の金子統計審査官が資料5答申案の朗読を行った。続いて廣松国民生活・社会統計部会長が審議経過及び答申案の説明を行った。

廣松委員) 答申案は、「1今回の調査計画」、「2今後の課題」と大きく2つの事項から構成されている。

「今回の調査計画」の(1)アフターコード方式調査票の導入については、平成8年調査と比較して今回の平成13年調査との一番大きな差であり、計画のポイントである。これに関してはいくつか意見があったが、平成8年の答申案で触れられている「ながら行動」の把握、及び無償労働の評価等を含めて、「国際比較」の重要性の最近の高まりへの対応を可能にする観点から、妥当として導入を認めた。

現在の計画では、このアフターコード方式は約3,600世帯、約1万人を対象にしている。但し、(1)のなお書きにあるとおり、プライバシーそのものにかかわることであるので、調査員に対してもプライバシー保護の徹底を図る等の記述をしている。

(2)調査期日の変更理由に関しては、答申案のとおりであるが、考慮したのは生活行動あるいは生活時間の配分はかなり季節に左右されるということである。従前は10月1日に実施していたが、春に回すことは過去のデータとの継続性からみても無理であるとして、かなりぎりぎりであるが、10月20日という形で、調査期日を設定した。

(3)標本設計に関しては基本的には変更ないが、アフターコード方式調査票を導入したことにより、従来のプリコード方式調査票に関しては、若干標本数が減少している。これについては、全国及び都道府県別の集計において、前回並みの精度を確保できることが調査技術開発部会との合同部会で確認されたので妥当としている。

(4)調査事項については、プリコード方式調査票の原案では、「生活時間」の「行動の場所」となっていたが、これについては家族とのふれあいや社会とのつながり、あるいは家族での団欒を的確に把握できるような項目である「一緒にいた人」を重視する必要がある旨の審議会及び部会での意見を踏まえ、原案を差し替えている。

(5)集計・公表に関しは、従来、13の政令指定都市別、県庁所在地別の表章をしていたが、今回は廃止し、全国及び都道府県別の集計に留め、一方、クロス集計に関しては、充実を図ることにしている。

(6)調査への協力確保のための方策としては、この調査自体、調査報告者の負担が大変大きい調査と考えられているようであるため、この調査の目的、前回調査の結果及び結果利用がよく分かるようなリーフレット作成により協力確保を図る必要があると指摘している。

「今後の課題」は、具体的に次回の平成18年調査を見据えたものである。今回調査において初めて導入されるアフターコード方式調査票の実施状況等を踏まえ、従来から行われているプリコード方式調査票との役割分担、標本設計、調査事項等について検討すべきことを記述している。

最後に代替標本についてであるが、例えば昼間不在世帯の増加により調査員が何回行ってもなかなか会えない状況が発生している。その場合、現状ではあまり無理をせずに当初標本とは異なる世帯に調査をお願いし、代替標本として調査をしている。

但し、生活行動、生活時間という調査事項から考えると、必ずしも同質あるいは等質であるかは保証できないということもあり、調査結果の表章、説明に当たり、当初標本と代替標本の属性の差の説明、及びその補正ができるかに関して、検討いただきたい旨を付け加えている。

#### [質 疑]

溝口会長) 特にご意見等なければ、当案を本審議会の答申として採択してよろいか。

異議ないようであるので、採択した答申案を総務庁長官に対して答申することにする。

今回の答申に関して、総務庁の大林委員から挨拶がある。

大林委員) 平成13年社会生活基本調査の実施計画については、部会長からの御指摘のように、多くの検討課題等がある中で、3ヶ月に渡り審議いただき、本日答申をいただき御礼申し上げます。

総務庁としては本日の答申の内容を踏まえ、調査の所期の成果が得られるよう、調

査実施の事務に万全を期してまいりたい。

- 4) 諮問第 266 号の答申「平成 13 年に実施される国民社会生活基礎調査の計画について」(案) 総務庁統計局統計基準部の金子統計審査官が資料 6 答申案の朗読を行った。続いて廣松国民生活・社会統計部会長が審議経過及び答申案の説明を行った。

廣松委員) 答申案は「1 今回の調査計画」、「2 今後の課題」と大きく 2 つの部分に分かれている。

「今回の調査計画」の(1)介護票による調査は、これまで行われてきた世帯票、健康票、所得票、貯蓄票に加えて介護票を入れることについての評価である。この点は周知のとおり平成 12 年 4 月から介護保険制度が発足し、その円滑な運用に不可欠な基礎資料を得ることから、介護票を含めた形の国民生活基礎調査を行うことが妥当と判断した。

この介護票の経緯としては、介護に関する事項は本調査の発足した昭和 61 年当初から、大規模調査年に「寝たきり者の状況」という事項で把握されている。その後、回を重ねるに従い充実し、平成 12 年 4 月の介護保険制度の導入に伴って、平成 12 年 6 月に承認統計として「介護サービス世帯調査」がすでに実施されている。

このようなことから、主として地方公共団体を代表する専門委員から、介護票による調査について、他の介護に関する調査との関係、さらには役割分担を明確にすることが必要ではないかという意見が出された。

そのため、調査実施部局と地方の実査担当部局が協議をする場を設け、介護票の位置付け、平成 14 年以降の簡易調査年における介護に関する調査のあり方に関して協議を行った。その結果を(1)の最後の段落に記述している。

次に(2)標本設計に関しては、一番大きな論点は今回、新たに介護票を導入したことに伴い、原案では介護票の調査地区のうち約 20%程度が所得票の調査と重なる計画になっていたことである。この問題に関しては調査技術開発部会との検討会において、代替案をいくつか検討した。その結果、介護票と所得票の調査地区の重複を排除すべきという意見を部会で承認し、実際に行うことになった。その結果は答申案の記述のとおりである。

(3)調査事項に関しては、「準同居の状況」について補足させていただく。準同居の状況については、今回、介護票が増えた以外にその他の調査票において実数あるいは実額を記入していただく項目が増えるなど、平成 10 年大規模調査に比べても報告者負担がかなり増えていると言わざるをえない。したがって、準同居の状況に関する調査項目に関しては、今回は見送ることとした。

しかし、居住形態の実態把握は極めて重要な課題であると考えられるので、実査において調査員が世帯名簿を利用して補助情報として準同居の情報を把握することにした。具体的には何枚調査票を渡したかという情報を調査員が記入し、それを一応、準同居状況の情報という形で把握する。

(4)調査方法は、今まで貯蓄票は金額の階級別の選択肢に○を付けるという方法になっていたが、それを実額記入にした。この点は前回答申案でも改善が指摘された点であり、今回、実額記入という形で実現したことは部会でも大変高く評価された。

但し、一方で支出関係及び所得関係に関して、複数の調査票で調査されている。こ

の点に関しては概念の整合性を十分図った上で実際の調査において混乱が起きないように、調査の手引き等で分かりやすく説明するとともに、調査員への指導も十分に行う必要があることを指摘している。

(5)集計及び公表は、例えば参考5の結果表一覧案で分かるとおおり、これだけで25ページにわたるものである。それだけ大きな調査であって、豊富な内容を持っているということであろうと思うが、同時にそれだけ豊富な内容がなるべく有効に利用されるようにという意味で、クロス集計の拡充等に関して、より一層努力するように答申案に記述している。

(5)の最後の段落にあるとおおり、今回、持ち家の敷地面積の資産評価も行う計画になっている。持ち家の敷地面積の資産評価に関しては、既に前回も指摘があったが、全国消費実態調査及び住宅・土地統計調査において実施されている。本調査でこれを把握することは、社会保障の構造改革等の必要性に基づくものである。しかし、この調査の大変大きな特徴として標本抽出として集落抽出を行っている。すなわち一定の調査地区を抽出した後、その地区内に所在する全ての世帯を調査する方法をとっている。そのような標本抽出の特性を考えると、敷地面積の資産評価に関して、現在、例えば公示価格等はある一地点の価格しか公示されていないため、その調査地区に最も近い地点の公示価格等をそのまま用いる評価だけでは十分ではないとした。具体的には同一地域内であっても、表通りに面しているあるいは角地等、その宅地の場所によっておそらく土地の評価も異なると考えられるからである。

したがって、敷地面積の資産評価に関しては、調査の標本設計、標本抽出の特徴を考慮し、この調査に適切な資産評価の方法を開発する必要があることを指摘する記述となっている。

次に「今後の課題」の前文で、今後の課題に関する考え方を整理した上で、大きく(1)から(5)まで触れている。具体的に準同居の状況に関しては、今回の対応に関して説明したように、平成10年調査では調査事項としてとらえたが、平成13年調査では調査員による把握情報になっている。当然のことながら報告者及び調査員の負担も大変重要な要素であるが、2種類の把握方法による調査の実施結果を踏まえ、次回の平成16年の大規模調査で2種類の把握方法による結果の比較、あるいはそれ以外の方法の可能性等、どのような方法を採用すればいいかを検討することにしてしている。

(2)本調査と関連する他の調査との総合的な比較分析で、本調査の調査票の審査事務や結果表の審査内容について、より一層の改善努力が必要であるとしている。また今回、複数の調査票において、支出や所得の項目が調査されることになっているので、今後はできるだけ単一の調査票で調査ができるように、調査票の設計等についても検討するとしている。

「今後の課題」の最後の段落は、今回の実施計画を策定するにあたり、調査実施部局と実査を担当する地方公共団体との連絡・協議が十分ではなかった点を反省し、今後、定期的な会議の機会を設ける等、調査実施部局と地方公共団体の協議の枠組みを設定する必要があることを記述している。

これは、周知のとおり、既に地方分権一括法が成立し、現在、指定統計も地方公共団体の法定受託事務になっていること、さらに、情報公開法の施行、個人情報保護法

制定の動きというような大きな社会的な動きがあり、そのような統計環境の大きな変化の中で、今後、調査実施部局と地方公共団体との協議が大変重要な意味を持つという観点からの記述である。

[質 疑]

溝口会長) 特にご意見等なければ、当案を本審議会の答申として採択してよろしいか。

異議がないようなので、採択した答申案を総務庁長官に対して答申することにする。

今回の答申に関して、厚生省の金子委員から挨拶がある。

金子委員) 平成 13 年に実施される国民生活基礎調査については、平成 12 年 4 月の介護保険制度の創設による社会保障構造改革の動向を踏まえ、調査項目の見直し等をしたところである。本計画案については 10 月 13 日の第 577 回統計審議会で諮問され、その後 5 回にわたる部会審議を経て本日答申をいただき感謝する。

答申の指摘事項については、平成 13 年調査に反映していきたい。また、今後の課題については次回以降の企画に向けて十分に検討したい。各委員におかれては、引き続きご支援ご協力を賜りたい。

(4) その他

- 美添経済指標部会長が資料 7 の「消費者物価指数に関する経済指標部会での審議・検討資料」に基づき、概略を説明。

[質 疑]

美添委員) 今回のこのような資料を参考にしながら、一層活発な検討の場を設けていただきたいと願っている。

溝口会長) この資料が今後さらに有効に活用されることを期待している。

- 溝口会長から閉会に伴う挨拶

溝口会長) 統計審議会は、その前身である統計委員会の機能の一部を引き継ぎ、昭和 27 年 8 月 1 日に行政管理庁の附属機関として設置された。昭和 27 年 9 月 18 日に第 1 回の統計審議会議が開催されて以来、48 年間の長きにわたり、毎月開催され、本日で 579 回を数えるに至った訳である。そして、その設置以来、統計の整備や各種の統計分類などについて、答申 283 件、建議 6 件を行い、我が国の統計及び統計制度の改善発達に大きな役割を果たしてきたと思う。

特に、昭和 60 年の「統計行政の中・長期構想について」の答申に続く、平成 7 年の「統計行政の新中・長期構想」の答申は、来るべき新世紀に向けての統計行政の方向を示したものであった。

これまで多くの調査・審議を行ってこれたのも、委員の皆様方や諸先輩方の先生方のご努力、関係機関の皆様方のご尽力、ご協力があって初めて可能であったと考えている。

そして、答申で示された様々な提言の実施に向けて、関係者に大変なご努力をいただいていた訳であり、改めて敬意を表する次第である。

平成 13 年 1 月から省庁再編に伴い総務庁が総務省に変わるが、この統計審議会も、それに合わせて性格や構成が一部変わることになる。

すなわち、従来の統計審議会は、学識経験者、利用者、調査実施部局及び実査を行

う都道府県の3者構成で、第一に統計行政の建議、第二に統計調査の内容の審査、第三に実施に当たる問題点を審議してきた。今後、第一については政府の所管となり、統計審議会は第二について審議することになる。

ただ、私が危惧しているのは、制度の改革に伴い、統計審議会が果たしてきた第三の地方と実施部局が公開された公の場で情報交換するという非常に貴重な役割が、今後なくなる。それに替わるべき何らかの代替案を統計基準部等で配慮していただくことを会長として希望する。

本日は、現在の統計審議会の形で行われる最後の審議会ということであり、改めて、これまで皆様方からお力をいただいたことに、会長として、心よりお礼申し上げたい。

皆様におかれては、今後とも統計及び統計制度の発展にご尽力を賜うことをお願い申し上げます。

○ 溝口会長からの閉会に伴うあいさつの後、村山委員から発言

村山委員) これまで利用者代表委員として、本審議会において、個別の統計について様々な意見を申し上げてきた。それは決して、特定の統計とか、特定の官庁に対してケチをつけたいという気持で言ったわけではないことをもう一度明言するとともに、私の考え方を申し上げたい。

要点だけ申し上げますと、第一に、私ども統計事務に携わる者は、「統計は社会の公共財」であるという意識を持つ必要がある。当たり前のことではあるが、現実問題として、統計作成組織において、内部の分析や幹部説明のために集計の完了から公表までに時間がかかる例もあると聞いている。また情報開示も、ユーザーの観点からみるとまだまだ不十分という意見もある。

第二に、正しい政策論議を行うためには、経済実態を正確・的確に反映した統計が必要である。最近、とりわけ、エコノミスト等からわが国の経済統計について様々な意見、指摘、批判がある。このような現状を踏まえると、今後の経済統計の整備あるいは見直しに当たり、エコノミストにも参画してもらう必要があるのではないか。

一方、統計ユーザーの中には、「統計には様々な限界あるいは誤差がつきものである」という当たり前のことを理解しないまま、いたずらに批判ばかりしている方もいる。こうした統計ユーザーが存在することを念頭におき、統計の作成方法、推計方法、その限界等を積極的に開示していく必要がある。先般、アジア太平洋統計研修所30周年記念行事で国際連合の統計部長が同じような趣旨のスピーチを行っており、大変感銘を受けた。

第三に、統計に携わるものは、作成している統計の欠陥あるいは問題点を率直に認めることから始める必要がある。いたずらに正当性だけを主張するのであれば、信頼感を失うことにつながりかねない。統計について、予算、その他の制約が種々あることは事実であり、制約の下で日本銀行あるいは各官庁とも現場は全精力を上げている。したがって、制約について積極的に開示し、問題点を理解していただくことも大事である。統計には様々な制約があり、「出来ないこと」をユーザーに理解していただくことが必要と考えている。

最後に、統計の連続性ということがよく問題になる。あるユーザーは時代の変化に合わせて統計を変えて欲しい。あるユーザーは過去との対比が重要として、往々にし

て大変な議論になる。ユーザーの立場からすると、現在の問題はこうした葛藤が生じる以前の状態である統計も少なくないように感じている。こうしたことも含め、今必要なのは、統計メーカーが、エコノミスト、経済学者等も含め、多くのユーザーと対話を重ねることではないかと考えている。こうした私の考え方、信念を少しでも御理解いただければ幸せである。

—以 上—